

一部は会計士協会の実務指針に取扱いを明記

ヘッジ会計における回帰分析の事後テストは導入困難に

企業会計基準委員会（ASBJ）は基準諮問会議（会計基準の検討テーマなどを審議する機関）の提言を受け、ヘッジ会計の取扱いの見直しについて検討を行っていた（本誌540号参照）。しかし、論点の1つである回帰分析を有効性判定の事後テストとして認めるか否かの検討については、今後は行わないとの方針を固めたことが明らかになった。同委員会のシミュレーションなどの検討結果によると、回帰分析の利用がかなり制限されるなど、回帰分析を事後テストに利用する所期の目的が達成されない可能性があるとしている。そのほかの論点である「異なる商品間でのヘッジ取引」や「ロールオーバーを伴う取引に関するヘッジ会計」については、日本公認会計士協会の金融商品会計実務指針などに取扱いを明確化する方向だ。

回帰分析を事後テストに利用する目的が果たせない可能性

今回のヘッジ会計の取扱いは、経済産業省及び農林水産省が商品デリバティブ取引に係るヘッジ会計が実務の実態とかい離しているとの指摘を企業から受け、基準諮問会議に見直しを求めているもの。これを受け、基準諮問会議では、「商品デリバティブ取引に係るヘッジ会計の見直し」を企業会計基準委員会に提言し、同委員会で検討が進められていた。

企業会計基準委員会で検討していた論点は大きく3つだ。①回帰分析を有効性判定の事後テストとして認めるか否か、②異なる商品間でのヘッジ取引、③ロールオーバーを伴う取引に関するヘッジ会計の適格性である。

現行の日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」では、事後的にヘッジ会計の適用の可否を判断するための判定基準として、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計の比率が80～125%の範囲内である場合にヘッジ会

計の適用を認めるものとされている。

しかし、コモディティ（商品）の価格は、季節性による変動、地域による価格差等の特殊性があり、ヘッジ対象の価格変動とヘッジ手段の価格変動が異なりやすいという性質を有する。このため、価格ヘッジのためにデリバティブ取引を実施したにもかかわらず、80～125%の範囲を超えてヘッジ会計の要件を満たさなくなってしまうケースがあるという。

このため、80～125%ルールを見直すなどして、①の回帰分析を有効性判定の事後テストとして認めるか否かが検討されていた。しかし、企業会計基準委員会が、回帰直接の傾きや決定係数等の閾値設定のために複数のシミュレーションを実施したところでは、具体的な示唆が得られなかったという。また、事後テストにおける有効性を確保するためには、決定係数を高く設定することになるが、この場合、回帰分析の利用がかなり制約され

ることになり、回帰分析を事後テストに利用する所期の目的が達成されない可能性がある

とし、同委員会では、今後も検討を続けていくことは困難と判断した模様だ。

異なる商品間でのヘッジ取引も可能、実務指針に明記へ

②の異なる商品間のヘッジ取引が認められるか否かについては、金融商品会計基準第102項において、一定の場合にヘッジ対象と異なる種類のデリバティブ取引をヘッジ手段として用いることが認められている。したがって、実務上使用されることの多い日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」にその旨を明記するよう求める方向だ。

商品デリバティブによるヘッジ取引の場合、異なる商品間でのヘッジ取引が行われる場合がある。例えば、A重油などをヘッジ対象としたヘッジ取引について、原油のデリバティブ取引をヘッジ手段として行う場合などだ。しかし、実務上は、事前テストの段階で商品が異なることのみを理由にヘッジ会計が認められないことが少なくないとの指摘があるため、この点の明確化を行うことになる。

純損益として認識されるまで繰り延べ

③のロールオーバーを使う取引がヘッジ会計を適用できるか否かについては、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関するQ&A」に明記するよう求める。

予定取引により発生が見込まれる資産等にヘッジ会計を適用するにあたっては、当該予定取引に関して、取引予定時期等が合理的に予測可能であることが事前の要件とされていることから、ヘッジ対象が発生する時期について当初の見込みが大きく遅れることは通常想定されないものの、合理的な範囲でのずれはあり得ると考えられる。

このため、Q&Aでは、予定取引の見込まれる実行時期が後ずれした場合にヘッジ手段であるデリバティブの決済が先行した場合、ロールオーバーを行う前に繰り延べられていたヘッジ手段の損益又は評価差額については、ヘッジ対象に係わる損益が純損益として認識されるまで繰り延べる旨を明記する。ただし、ヘッジ会計の適用を中止した後、ヘッジ対象に係る含み益が減少することによりヘッジ会計の終了時点で繰り延べられたヘッジ手段に係る損益又は評価差額から重要な損失が生じるおそれがあるときは、当該損失部分を見積り、当期の損失として処理されることになる。

ロールオーバーとは？

ロールオーバーについては、金融商品会計基準等での定義が行われていないが、デリバティブ取引の期間が終了する前後に、新たなデリバティブ取引を行うことでヘッジ手段をつないでいくことをいう。実務上よく利用されるロールオーバーとは、例えば、6か月後の外貨建仕入取引（予定取引）により発生が見込まれる商品価格の為替変動リスクをヘッジ対象とし、6か月後決済の先物為替買予約をヘッジ手段に指定したが、予定取引が当初の見込み時期より若干後ずれで発生することが判明したため、その間のリスクをヘッジするため、期限が到来したヘッジ手段の契約を決済して新たな契約を締結する場合や決済せずに延長するようなケースが挙げられる。